

会議録

会議の名称	令和8年度 第3回西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
開催日時	令和8年8月19日（水曜日）午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	田無庁舎5階 502・503会議室
出席者	伊藤委員、小矢野委員、鈴木委員、関口委員、平委員、橋爪委員、長谷川委員、久松委員、山口委員（50音順）
議題	1 計画骨子の検討について 2 その他
会議資料の名称	資料1 第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画~計画骨子(案)~ 資料2 サービスの見込み量の推計における推計方法一覧
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録

会議内容

傍聴0名

1 議題

議題1 計画骨子の検討について

事務局より資料1、2を説明。

はじめに、前回の部会でご意見をいただいていた、移動支援のグループ支援の実績について回答させていただく。

令和7年度の移動支援の実績合計42,052時間のうち、201.5時間がグループ支援の実績となっており、令和7年7月にグループ支援が始まってからは、各月の実績で見ると、増減を繰り返しているものの、ほぼ横ばいで推移している。

○委員

14ページ（1）における全世代型地域包括ケアシステムとは何か。

○事務局

全世代型地域包括ケアシステムとは、高齢者に限らず、乳幼児から高齢者まで年齢や性別、障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が適切なサービスを適切なタイミングで利用するための、相談からサービスまでの包括的な支援体制のことであり、当市では、高齢分野における地域包括ケアシステムと重層的支援体制整備事業の実施を以って全世代型地域包括ケアシステムと位置付けている。

○委員

提供体制の確保の方策の文言に「新規参入の促進」や「既存施設の効率的な利用」などが頻出しているが、具体的には何を想定しているか。

○事務局

新規参入の促進については、日々の相談業務等を通じて、市内の障害福祉サービスにおけるニーズや不足しているサービス等の把握に努めるとともに、国都の補助

金などの情報収集に努め、事業者から開設に係る相談があった際に、市で把握している情報の提供や困りごと等への丁寧な対応を図っていくことを想定している。

既存事業所の効率的な利用については、サービス利用の相談があった場合に、相談者の希望を丁寧に聞き取り、市が把握している事業所等の情報の中からその人の希望に応じた必要な情報を提供するとともに、事業者から利用者の受け入れやサービス提供等についての相談があった場合には、円滑な利用に向けての丁寧な対応を図ることにより、既存の事業所の利用を促進していくことなどを想定している。

○委員

地域移行支援について、医療機関側としては、地域移行支援制度自体に使いにくいところがあると感じている。病院側も地域移行支援制度を利用していただければと思うが、制度を利用せずに病院独自で患者の地域移行に取り組んでいるところがあるため、精神障害者の地域移行が全くできていないかという点、実際はもう少し実績があると思う。医療機関側が取り組んでいる地域移行と制度のマッチが必要であると感じている。

○副部長

事業所への情報提供で、具体的な話をするといったところは非常に重要であると思う。また、定員に対する充足率は出していく必要があり、国の方向として、就労継続支援B型やグループホームが乱立しており総量規制の流れがある中で、事業所数が足りないといった記載だと逆行しているため、質を上げていくなどのそういった類の表現をしていかないと理解が得られないのではないか。

○委員

事業所数だけでなく、実際に合う内容のサービスがあるかどうかが重要であり、特に医療的ケアを必要とする方のサービスは不足している。内容、質の向上についてもどこかに記載できると良いと思う。

○委員

福祉サービスの見込み量については、いくら事業所があったとしても利用者の状態やニーズが合わなければ利用できないため、細かい分析が必要であると考えている。

全世代型地域包括ケアシステムについては、わかりやすく、それぞれの役割が認識できるような図表表記が必要なのではないか。

また、16ページ（5）及び（7）のこれから取り組む「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析」及び「医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置」について、詳細な説明していただきたい。

○事務局

「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析」については、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することを目的としている。他自治体の例としては、よく挙がるエラーの内容、その対処法をホームページに掲載をしているケースが多いが、本市では効果的な方法について現在検討中である。医療的ケア児の対応については、現在は障害福祉課や幼児教育・保

育課、子ども家庭課、教育部などの各部署でそれぞれ把握して対応しているが、関係する部署が集まり、認識を一つにする場を設置したいと考えている。

○部会長

委員からご意見があったとおり、計画の冊子に図を盛り込めると読む方も見やすいかと思う。

○委員

19ページ（８）について、合理的配慮が民間企業にも義務付けされたことを踏まえ、例えば、商業施設や警察、消防、職場などに市が主体となって、合理的配慮を主題とした研修に取り組んでいただけると良いのではないかと。

また、市職員の障害者の雇用率は公開されているか。公表することで市の意識向上や、市民の意識も高まるため、障害種別ごとの雇用率の達成度を公表していただきたい。中でも、知的障害者は公務員試験を受けるのが難しいため、東京都がやっているオフィスサポーター制度などを参考にしながら知的障害者の雇用にも積極的になっていただきたい。

（９）について、福祉避難所にいく人数がかなり限られているため、一時避難所においても合理的配慮に関して丁寧にやっていただきたい。例えば、案内板も知的障害者には理解しにくい表記のため、わかりやすいイラストなどで工夫したものを市が主体的に作成し、各避難所に設置することなどに取り組んでいただくと良い。

○委員

18ページ（５）における「包括連携協定の活用を含めた障害に対する理解促進と円滑な就労に向けた支援を推進します」という文言の意味は、企業と協定を結んで就労支援を促進するということか。これは、既に実施しているのか、これから実施していくのか。

○部会長

損保ジャパンと包括連携協定を結んでいると聞いている。

○委員

非常に重要であり、就労は簡単ではないので、このような仕組みを活用できていれば良いと思う。

○委員

16ページ（５）のところで、前回までの第三者評価の意見が反映されている。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析も重要であり、加算の要件などを曖昧にしている事業所も存在し、そういったところをチェックすることが可能なシステムができれば、質の向上につながると考える。

また、14ページ（１）のところで、自立訓練は経営状況が厳しく、周知をすることで向上するものでもなく、質的な改善が必要であると考えている。例えば、訓練受けたあとの出口となる事業所や就労先等との連携をサポートするなどがないと自立訓練はなかなか向上しないのではないかと。引き続き取り組んでいくといった表現よりは、新しい取り組みも含めて記載したほうが良いかと思う。

18ページ（５）の就労選択支援について、事業所間の連携が重要であると考えている事業所もあると聞いている。理由は、就労選択支援を実施している事業所は就労移行支援も実施していることが多く、自事業所への誘導の可能性もあるのではと事業所も懸念しており、そういった面でも、他の事業所の提案ができると利用者の選択肢が広がるため、事業所間の連携を促進するなどの表現があっても良いかと思う。

○副部長

就労選択支援は、相談支援と同様に他の事業にも影響が大きいため、全体で見ていく必要がある。具体的には、部会が管理し、関係機関が連携していくといった仕組みが必要であると考え、その旨記載されると良い。

また、福祉に関しては人材不足が最も大きな問題である。定員に達していない事業所がいくつもある中で、事業所が不足しているため、事業所を増やすといった表記は、事業所数が増えることで質が低下し、様々な問題が生じる可能性があるため、事業所数を増やす記載とともに質の担保も記載する必要がある。

○部長

16ページ（６）に関しては、基幹相談支援センターえぼっくも実施しているため、記載していただきたい。また、発達障害児が中心の内容であり、発達障害者の相談は基幹相談支援センターえぼっくでも受けているが、通う先がないことをずっと課題意識として持っている。

また（７）に関して、教育との壁の問題もあり、学齢期が置き去りにされがちなところがあると課題意識を持っている。

○委員

17ページ（２）で、相談支援専門員自体が不足しているというところで、今後、相談支援専門員をどのように確保して行くのか。また、なぜ人材が不足しているのかの分析と対策も記載すべきではないか。

次に、22ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の活動指標が協議の場の回数になっているが、目標が回数でいいのか。開催することが目標ではなく、会議を開催したことで得られるものが目標ではないか。

○委員

19ページ（９）災害時の対応については、各関係機関が独自に取り組んでいると思うが、合理的配慮における共通課題を一律に認識してもらうことが必要だと考える。

次に、20ページ（10）について、問題が発生した際に協議会を通じて問題を解決する機能が十分に活用されていないため、具体的な策を講じていくことが重要ではないか。

○委員

18ページ（４）の「精神障害に関する普及啓発」という表題からは、地域における普及啓発や精神障害の理解といった内容をイメージするが、内容が家族や身近な人に対して行うサポーターの養成などの取り組みが記載されており、表題と内容が

一致せず、理解しにくい文章のため記載についてご検討いただきたい。

○委員

19ページ（9）で、視覚障害者や聴覚障害者の方などの声を聴く場があるのか。聞き取るような仕組みがあれば良いと感じるが、そのあたりは実施しているか。していれば記載したほうがよいのではないか。

○事務局

特別支援学級のPTAの方との懇談会の中で、避難所に関するご意見等をいただき、危機管理課と共有させていただいているところである。そのような場を通じて、ご意見等をお伺いできればと考えている。

○部会長

第4章についてはいかがか。

○副部会長

提供体制の確保の方策の部分で、新規参入にかかる情報収集と情報提供及び既存の事業所の効率的な利用について具体的な説明が必要である。

○委員

48ページ（7）の提供体制の確保の方策の表現の確認となるが、「市内の事業所数の水準は高いものの、定員数に対する利用率は高い状態となっていることから、新規事業所の参入の促進に取り組みます」についてご説明いただきたい。

○事務局

市内のグループホームの事業所数は近隣市と比較しても水準が高い一方で、事業所向けに行った調査の中では定員数に対する充足率が高かったことから、潜在的なニーズはまだあるものと認識しているため、新規参入の整備に向けて取り組む旨記載をしている。

○委員

それであれば、水準が高く、かつ、定員数に対する利用率も高い状態になっているため引き続きといった表現の方がわかりやすいかと思うためご検討いただきたい。また、32ページ、令和3年度の行動援護の実績では、利用者数20人に対して利用時間が491時間となっているが、令和9年度の利用者数が見込み29人に対して利用見込み時間530時間となっており、もう少し多くてもいいような気がするがいかがか。

○事務局

利用者数と利用時間をそれぞれ推計しており、利用者数に対して1人あたりの利用時間が何時間だからという出し方をしていない。また、実際はサービスを使う人によってそれぞれ利用時間が異なるため、年度によって一人あたりの利用時間数が異なってしまう結果になっている。

○部会長

現在、移動支援従業者養成研修を実施しているが、行動援護の研修もご検討いただきたい。また、全体的に文言の表現や共同生活援助については総量規制などがかかっているなかで、質的なところをどう担保するかなどの表現についてご検討いただきたい。

議題２ その他

○事務局

今回の会議日程については、令和８年10月21日の14時からを予定している。詳細については、決まり次第連絡をさせていただく。

閉会